

改正著作権法が12年6月に成立し、海賊版と知りながら映像や音楽をインターネット上でダウンロードする行為に罰則が科せられることになりました。従来は違法とされていたものの、罰則はありませんでした。

違法なダウンロード

施行は本年10月1日。違反者は2年以下の懲役、または200万円以下の罰金を科せられます。被害者の告訴がないと起訴できない親告罪となります。

違法ダウンロードは2000年代から「ウイニー」などのファイル共有ソフトが流行するに伴い社会問題化しました。ある調査では、中高生の7・7%が同ソフトを利用していると回答するなど、特に未成年者の利用増が問題となつています。著作権はなぜ守らなければならないのか、などを教える知的財産権教育がますます重要となっております。

防犯一口メモ